

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号 の 20



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

○鹿 児 島 県 税 条 例 及 び 災 害 被 害 者 に 対 す る 県 税 の 減 免 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条

例 (※)

(税 務 課 取 扱 い) 1

条 例

鹿 児 島 県 税 条 例 及 び 災 害 被 害 者 に 対 す る 県 税 の 減 免 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ
こ に 公 布 す る。

令 和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 条 例 第 30 号

鹿 児 島 県 税 条 例 及 び 災 害 被 害 者 に 対 す る 県 税 の 減 免 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
(鹿 児 島 県 税 条 例 の 一 部 改 正)

第 1 条 鹿 児 島 県 税 条 例 (昭 和 38 年 鹿 児 島 県 条 例 第 23 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 7 条 第 2 項 第 1 号 中 「 の 種 別 割 」 を 削 る。

第 12 条 第 1 項 中 「 第 153 条 第 1 項 」 を 「 第 151 条 第 1 項 」 に 改 め 、 同 条 第 2 項 中 「 第 153 条
第 2 項 」 を 「 第 151 条 第 2 項 」 に 改 め る。

第 15 条 第 2 項 中 「 の 種 別 割 」 を 削 る。

第 23 条 の 2 第 3 項 第 1 号 中 「 掲 げ る 金 額 (以 下 こ の 項) を 「 掲 げ る 金 額 と 当 該 納 税 義 務 者
の 前 年 分 の 所 得 税 に 係 る 所 得 税 法 第 86 条 第 2 項 に 規 定 す る 基 礎 控 除 の 額 (租 税 特 別 措 置 法 第
41 条 の 16 の 2 第 1 項 の 規 定 の 適 用 が あ る 場 合 に は 、 そ の 適 用 後 の 額) か ら 48 万 円 を 控 除 し て
得 た 額 (当 該 控 除 し て 得 た 額 が 零 を 下 回 る 場 合 に は 、 零 と す る 。) と の 合 計 額 (次 号 及 び 第 3
号) に 改 め る。第 98 条 第 1 項 中 「 第 145 条 第 3 号 」 を 「 第 145 条 」 に 、 「 当 該 自 動 車 の 取 得 者 に 環 境 性 能 割
に よ っ て 、 当 該 自 動 車 の 」 を 「 そ の 」 に 改 め 、 「 種 別 割 に よ っ て 、 そ れ ぞ れ 」 を 削 り 、 同 条
第 2 項 を 削 り 、 同 条 第 3 項 中 「 種 別 割 」 を 「 自 動 車 税 」 に 、 「 , 第 1 項 」 を 「 , 前 項 」 に 改
め 、 同 項 を 同 条 第 2 項 と す る。

第98条の2第1項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第2項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第100条中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1号中「道路運送車両法」の次に「（昭和26年法律第185号）」を加え、同条第4号中「（第100条の9第2号において「公的医療機関」という。）」を削り、同条第7号中「第100条の9及び第106条の2第1項において同じ。）又は」を「第106条の2第1項において同じ。）又は」に、「第100条の9及び第106条の2第1項において同じ。）を」を「同項において同じ。）を」に、「第100条の9及び第106条の2第1項において同じ。）の」を「同項において同じ。）の」に改める。

第100条の2から第100条の9までを削る。

第101条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第3号中「第177条の7第1項第3号イ(1)」を「第154条第1項第3号イ(1)」に改め、同条第2項中「同項」の次に「（同号に係る部分に限る。）」を加える。

第102条（見出しを含む。）及び第103条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第104条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「新規登録」を「道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新規登録」という。）」に、「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「証紙を」を「自動車税証紙（以下この条において「証紙」という。）を」に、「収納計器」を「知事の指定する証紙代金収納計器（第6項において「収納計器」という。）」に改め、同条第4項及び第5項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第104条の2の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の次に「（平成14年法律第151号）」を加え、「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に改め、「鹿児島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の次に「（平成16年鹿児島県条例第45号）」を加え、「当該登録」を「当該新規登録」に、「自動車に係る種別割」を「自動車税」に、「第9条の16」を「第9条」に改める。

第105条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、「）又は」の次に「同法第13条第1項に規定する」を加え、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第106条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第106条の2の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第2号ウ中「専ら当該身体障害者等」の次に「（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）」を加え、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第107条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第107条の2の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に、「第177条の19第1項」を「第166条第1項」に改める。

附則第5条の6の前の見出し及び同条を削る。

附則第5条の6の2に見出しとして「(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条及び附則第18条第3項において「居住年」という。)が」に、「前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項」を「には、法附則第5条の4第1項」に改め、「合計額」の次に「(居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)を加算した額)」を加え、同条第2項中「附則第5条の6の2第1項」を「附則第5条の6第1項」に改め、同条を附則第5条の6とする。

附則第5条の8の2第2項中「掲げる金額」の次に「と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)との合計額」を加える。

附則第15条を次のように改める。

第15条 削除

附則第15条の2を削る。

附則第16条の3から第16条の5までを削る。

附則第17条の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「第149条第1項第1号」を「附則第12条の3第1項」に、「第149条第1項第2号」を「附則第12条の3第1項」に、「第149条第1項第3号」を「附則第12条の3第1項」に、「同条」を「次条」に改め、「の種別割」を削り、同項第1号中「第149条第1項第4号」を「附則第12条の3第1項第1号」に、「同項第5号」を「同号」に、「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に、「最初の」を「最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する」に、「次条」を「次条第1項」に改め、同項第2号中「第149条第1項第6号」を「附則第12条の3第2号」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「(同条第2項の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、「令和4年4月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日」に、「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割」を「令和8年度分の自動車税」に、「附則別表第3」を「附則別表第2」に改める。

附則第17条の2第1項中「の種別割」を削り、同条第2項中「の種別割」を削り、「附則別表第4」を「附則別表第3」に改める。

附則第17条の3の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「第177条の13から第177条の15」を「第160条から第162条」に改め、同条第2項中「の種別割」を削り、同条第3項中「第177条の18第1項」を「第165条第1項」に、「この款」を「この条、次条第1項及び第168条」に改め、「の種別割」を削る。

附則第18条を削る。

附則第18条の2第1項を次のように改める。

県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の6の規定の適用については、附則第5条の6第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

附則第18条の2第2項中「及び附則第5条の6の2」を削り、「附則第5条の4第1項」とあるのは「附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、附則第5条の6の2第1項中「附則第5条の4の2第1項」とあるのは「附則第45条第2項」を「附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第45条第2項」に、「法附則第5条の4の2第1項」を「法附則第5条の4第1項」に改め、同条第3項中「附則第5条の6の2第1項」を「附則第5条の6第1項」に改め、同条を附則第18条とする。

附則第20条を次のように改める。

第20条 削除

附則第22条中「附則第5条の6の2第3項及び第18条の2第3項」を「附則第5条の6第3項及び第18条第3項」に改める。

附則別表第3を削り、附則別表第4を附則別表第3とする。

（災害被害者に対する県税の減免に関する条例の一部改正）

第2条 災害被害者に対する県税の減免に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条（見出しを含む。）、第4条第1項及び第5条中「の種別割」を削る。

別記様式（その2）中「自動車税の種別割用」を「自動車税用」に改め、「種別割の」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（軽油引取税に関する経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に鹿児島県税条例第84条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽

油若しくは燃料炭化水素油の販売，同条第 5 項の炭化水素油の消費若しくは同条例第 85 条第 1 項各号の軽油の消費，譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第 84 条第 6 項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については，なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第 3 条 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県税条例の規定中自動車税に関する部分は，令和 8 年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については，なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の自動車税の種別割については，なお従前の例による。